

夕張市リフォーム工事費補助金の概要

| | |
|----------|--|
| 補助対象建築物等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ リフォーム着工時において、建築後5年以上を経過した夕張市内に建設された住宅。 ■ 居住専用又は併用住宅で、居住部分が過半であること。 |
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者は次の条件全てに該当する方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の住民として永住の意思を持って居住し、5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市であること。 ・ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税）を滞納していないこと。 |
| 補助条件 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>地域要件を設けない。</u> ■ 住宅の高齢者対応、省エネ及び耐久性を向上させるための工事で、次に掲げる工事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーリフォーム工事 （手摺りの設置、段差解消、引き戸への取替など、バリアフリー工事） ・ 耐久性向上リフォーム工事 （住宅の基本性能が向上する工事） ■ 対象リフォーム工事費（消費税を除く）が50万円以上であることが必要です。 |
| 補助額 | <ul style="list-style-type: none"> ■ リフォーム工事費補助金の額 （1） 市内業者によるリフォーム工事の場合 リフォーム工事費（消費税を除く）の20%で限度額50万円/戸 （2） 市外業者によるリフォーム工事の場合 リフォーム工事費（消費税を除く）の10%で限度額30万円/戸 |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 用語の定義 ・ 市内業者とは 夕張市に事業所、営業所を持つ法人及び市内で営業する個人事業者で、建設業法第2条第3項の建設業者及び同法第3条第1項ただし書きに軽微な建設工事のみを請け負うことを営業するものをいう。 |
| 補助申請 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>工事の着工前に申請を行う必要があります。</u> ■ <u>申請後、夕張市による書類審査を行い結果を通知します。</u> ■ 工事の完了後に夕張市が現地検査を行う場合があります。 |
| 受付期間と予算額 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 受付期間は、<u>令和8年4月1日(水)から予定件数に達するまで。</u> ・ 令和9年3月1日までに工事完了ができない場合は、受付できません。 ・ 予定件数：7件 ※補助金額によって件数の変動はあります。 |